

# 天童市国民保護計画

## 資料編

## 天童市国民保護計画資料編 目次

1	関係機関連絡先一覧	資料編	1
2	天童市国民保護協議会条例	資料編	2
3	天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部条例	資料編	4
4	火災・災害等即報要領	資料編	6
(1)	第1号様式(火災)	資料編	18
(2)	第2号様式(特定の事故)	資料編	19
(3)	第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)	資料編	20
(4)	第4号様式(その1)(災害概況即報)	資料編	21
(5)	第4号様式(その1)別紙(避難指示等の発令状況)	資料編	22
(6)	第4号様式(その2)(被害状況即報)	資料編	23
5	安否情報関係様式	資料編	24
(1)	様式第1号 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)	資料編	24
(2)	様式第2号 安否情報収集様式(死亡住民)	資料編	25
(3)	様式第3号 安否情報報告書	資料編	26
(4)	様式第4号 安否情報照会書	資料編	27
(5)	様式第5号 安否情報回答書	資料編	28
6	公用令書	資料編	29
(1)	公用令書様式第一(収用)	資料編	29
(2)	公用令書様式第二(保管)	資料編	29
(3)	公用令書様式第三(使用)	資料編	30
(4)	公用令書様式第四(取消)	資料編	30
7	国民保護等派遣要請様式	資料編	31
8	警報の伝達先一覧	資料編	32
9	警報の通知先一覧	資料編	32
10	避難施設一覧	資料編	33
(1)	屋内施設(体育館等)	資料編	33
(2)	屋外施設(公園)	資料編	33
(3)	屋外施設(運動場)	資料編	35
11	緊急一時避難施設	資料編	36
(1)	コンクリート製建物	資料編	36
(2)	地下施設等	資料編	36

## 1 関係機関連絡先一覧

### (1) 国の機関

機関名	担当部署	所在地	電話番号
農林水産省東北農政局 山形県拠点	地方参事官室	山形市松波1-3-7	023-622-7231
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所	計画課	山形市成沢西4-3-55	023-688-8421
国土交通省東北運輸局 山形運輸支局		山形市大字漆山字行段1422-1	023-686-4711
国土交通省 山形地方気象台		山形市緑町1-5-77	023-624-1946

### (2) 県の機関

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形県 防災くらし安心部	防災危機管理課	山形市松波2-8-1	023-630-2231
山形県村山総合支庁 総務企画部	総務課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8108
山形県村山総合支庁 村山保健所		山形市十日町1-6-6	023-627-1100
天童警察署	警備課	天童市糠塚2-4-1	023-651-0110

### (3) 市町村

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形市	防災対策課	山形市旅籠町2-3-25	023-641-1212
上山市	庶務課	上山市河崎1-1-10	023-672-1111
山辺町	防災対策課	東村山郡山辺町緑ヶ丘5	023-667-1119
中山町	総務広報課	東村山郡中山町大字長崎120	023-662-4899
寒河江市	防災危機管理課	寒河江市中央1-9-45	0237-86-3226
東根市	危機管理室	東根市中央1-1-1	0237-42-1111

### (4) 消防本部

機関名	担当部署	所在地	電話番号
山形市消防本部	警防課	山形市緑町4-15-7	023-634-1197
上山市消防本部	本部	上山市石崎1-7-46	023-672-1190
西村山広域行政事務組合消防本部	警防課	寒河江市大字西根字石川西300-1	0237-86-2595
東根市消防本部	総務課	東根市中央2-16-23	0237-42-0134

### (5) 自衛隊

機関名	担当部署	所在地	電話番号
陸上自衛隊第6師団司令部	第3部	東根市神町南3-1-1	0237-48-1151
陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊	第3科	東根市神町南3-1-1	0237-48-1151
自衛隊山形地方協力本部	総務課	山形市緑町1-5-48(合同庁舎)	023-622-0711

### (6) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本郵便株式会社天童郵便局	天童市久野本4-3-12	023-653-2800
東日本電信電話株式会社山形支店	山形市薬師町2-18-1	023-621-9181
東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター	天童市天童中1-4-1	023-651-3929
東日本旅客鉄道株式会社天童駅	天童市本町1-1-1	023-653-2190
日本通運株式会社山形支店山形物流事務所	山形市大字十字字天神東777	023-686-4385

### (7) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
山交バス株式会社寒河江営業所	寒河江市新山町2-1	0237-86-2181
第一貨物株式会社天童支店	天童市乱川3-7-62	023-654-2424
(社)山形県エルピーガス協会山形支部天童ブロック	天童市糠塚二丁目10-30	023-653-2180

### (8) その他関係団体

機関名	所在地	電話番号
天童市東村山郡医師会	天童市桜町1-15	023-654-4528
天童市社会福祉協議会	天童市老野森2-6-3	023-654-5156
山形新聞天童支社	天童市久野本3-19-21	023-653-2230
天童市消防団	天童市桜町2-1	023-654-1191
日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ	天童市五日町1-3-5	023-653-6757
天童商工会議所	天童市老野森1-3-28	023-654-3511
天童市農業協同組合	天童市老野森2-1-1	023-653-5111
天童市建設業同友会	天童市老野森2-7-25	023-653-5702
天童市管工事業協同組合	天童市泉町2-11-1	023-654-0198
天童市自主防災会連絡協議会	天童市老野森1-1-1	023-654-1111
天童市公民館連絡協議会	天童市老野森1-1-1	023-654-1111

## 2 天童市国民保護協議会条例

平成18年3月27日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、天童市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員の定数)

第2条 法第40条第4項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、36人以内とする。

(専門委員)

第3条 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

天童市国民保護協議会委員構成

No.	区 分	定 数	委 員
1	会 長	1 人	天童市長
2	1 号委員 (指定地方行政機関)	4 人	農林水産省東北農政局山形県拠点地方参事官室総括農政推進官
3			国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長
4			国土交通省東北運輸局山形運輸支局長
5			山形地方気象台次長
6	2 号委員	1 人	陸上自衛隊第 20 普通科連隊長
7	3 号委員 (県職員)	4 人	山形県村山総合支庁総務企画部長
8			山形県村山総合支庁建設部長
9			山形県村山総合支庁村山保健所長
10			山形県天童警察署長
11	4 号委員	1 人	天童市副市長
12	5 号委員	2 人	天童市教育委員会教育長
13			天童市消防長
14	6 号委員 (市職員)	8 人	天童市総務部長
15			天童市総務部地方創生推進監
16			天童市健康福祉部長
17			天童市市民部長
18			天童市経済部長
19			天童市建設部長（併）上下水道事業所長
20			天童市民病院事務局長
21			天童市教育委員会教育次長
22	7 号委員 (指定公共機関) (指定地方公共機関)	6 人	日本郵便株式会社天童郵便局長
23			東日本電信電話株式会社山形支店災害対策室長
24			東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター所長
25			山交バス株式会社寒河江営業所長
26			第一貨物株式会社天童支店長
27			一般社団法人山形県エルピーガス協会山形支部天童ブロック会長
28	8 号委員 (有識者等)	12 人	一般社団法人天童市東村山郡医師会会長
29			社会福祉法人天童市社会福祉協議会事務局長
30			山形新聞社天童支社長
31			天童市消防団長
32			一般社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ会長
33			天童商工会議所会頭
34			天童市農業協同組合代表理事組合長
35			天童市建設業同友会会長
36			天童市自主防災会連絡協議会会長
37			天童市女性防災クラブ会長
38			天童市男女共同参画社会推進委員会会長
39			天童市公民館連絡協議会会長

注 1 : 第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号委員の定数は 36 人以内とする。

注 2 : 第 7 号委員及び第 8 号委員の任期は 2 年とする。

### 3 天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月27日

条例第12号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、天童市国民保護対策本部及び天童市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

#### (組織)

第2条 天童市国民保護対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、天童市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総理する。

2 天童市国民保護対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 天童市国民保護対策本部員（以下「対策本部員」という。）は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に対策本部長、対策副本部長及び対策本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから対策本部長が任命する。

#### (部の設置)

第3条 対策本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長の指名する対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を総理する。

#### (会議)

第4条 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 対策本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員並びに県の職員及び市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、天童市緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「天童市国民保護対策本部長」とあるのは「天童市緊急対処事態対策本部長」と、同条第2項中「天童市国民保護対策副本部長」とあるのは「天童市緊急対処事態対策副本部長」と、同条第3項中「天童市国民保護対策本部員」とあるのは「天童市緊急対処事態対策本部員」と、第4条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、第6条中「第2条から前条まで」とあるのは「第7条において準用する第2条から前条まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 4 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

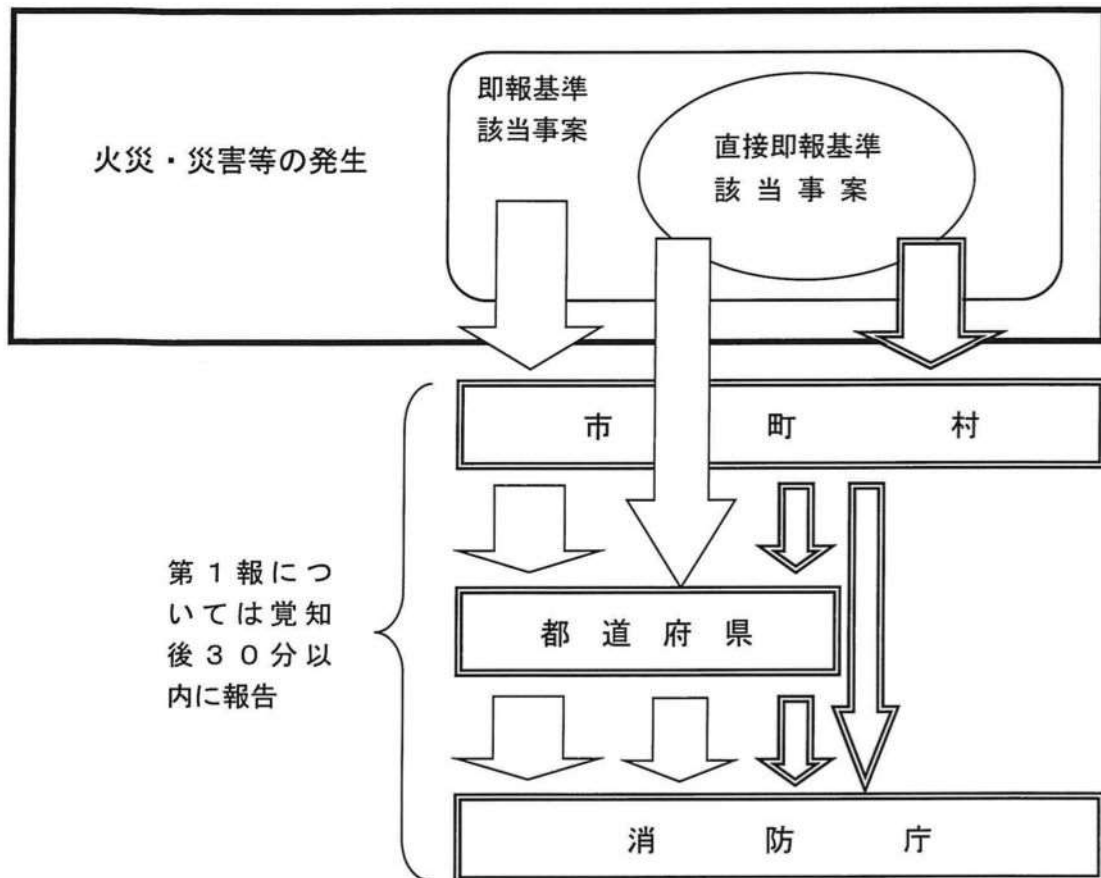
（3）「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

（4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。



都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反对象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

###### (イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

###### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

##### イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

###### (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの  
エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

### 4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式(火災)

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

#### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

#### (イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

#### イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

- (エ) 罹災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）  
※必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。



(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難指示の発令状況

・避難所の設置状況

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概要

災害の概要欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

【様式】（抄）

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
火災場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態 用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m <sup>2</sup> 階層 延べ面積 m <sup>2</sup>
焼損程度	全焼棟 } 計 棟 焼損面積 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 } 建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 ha
罹災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助 活動状況	
災害対策本部 等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種 第二種、その他]		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	(月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人)	
		重症	人 ( 人)	
		中等症	人 ( 人)	
		軽症	人 ( 人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		台	人
	消防団		台	人
	消防防災ヘリコプター		機	人
	海上保安庁		人	
自衛隊		人		
その他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人( 人)	
	計 人	{ 重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽症 人( 人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

- (注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人		軽傷		人	半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人					一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。







5 安否情報関係様式(武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年3月28日総務省令第44号))

(1) 様式第1号

様式第1号(第1条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所(郵便番号を含む)	
⑥ 国 籍	日本 その他( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①、⑦、⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

- (注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。  
また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。  
また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

(2) 様式第2号

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 ( 年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日本 その他( )
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



(4) 様式第4号  
 様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日														
申請者 住所 _____  氏名 _____															
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。															
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ( )														
備 考															
照会に係る者を特定するために必要な事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">出生の年月日</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">男女の別</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">住所</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> </table>	氏名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住所		国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
氏名															
フリガナ															
出生の年月日															
男女の別															
住所															
国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)															
その他個人を識別するための情報															
※ 申請者の確認															
※ 備 考															

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
 4 ※印の欄には記入しないこと。

(5) 様式第5号  
 様式第5号(第4条関係)

### 安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本      その他 (      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

6 公用令書（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令（平成16年厚生労働省令第170号））

(1) 公用令書様式第一（収用）

公用令書様式第一

収用第	号	公 用 令 書			
		氏名			
		住所			
		第81条第2項			
		第81条第4項			
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第81条第2項			
		第183条において準用する第81条第4項			
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 天童市長 ⑩					
収用すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(2) 公用令書様式第二（保管）

公用令書様式第二

保管第	号	公 用 令 書			
		氏名			
		住所			
		第81条第3項			
		第81条第4項			
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第81条第3項			
		第183条において準用する第81条第4項			
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 天童市長 ⑩					
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 公用令書様式第三 (使用)

公用令書様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第82条  
第183条において準用する第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 天童市長 ㊟

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(4) 公用令書様式第四 (取消)

公用令書様式第四

取消第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第81条第2項  
第81条第3項  
第81条第4項  
第82条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第81条第2項  
第183条において準用する第81条第3項  
第183条において準用する第81条第4項  
第183条において準用する第82条

の規定に基づく公用令書( 年 月 日 第 号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の  
保護のための措置に関する法律施行令 第16条 の規定により、これを交付する。  
第52条において準用する第16条

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 天童市長 ㊟

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



7 国民保護等派遣要請様式

第 年 月 日 号

山形県知事 殿

天童市長

自衛隊の国民保護等の派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣を依頼します。

1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 派遣先の責任者、連絡先	
5 派遣先の最適経路	
6 参考となるべき事項	

8 警報の伝達先一覧

名 称	所 在 地	電話番号
天童市消防団	天童市桜町2-1	654-1191
天童市東村山郡医師会	天童市桜町1-15	654-4528
天童東村山地区薬剤師会	天童市東芳賀1-12-34	665-0793
天童市社会福祉協議会	天童市老野森2-6-3	654-5156
天童商工会議所	天童市老野森1-3-28	654-3511
天童市農業協同組合	天童市老野森2-1-1	653-5111
天童市建設業同友会	天童市老野森2-7-25	653-5702
天童市管工事業協同組合	天童市泉町2-11-1	654-0198
天童土地改良区	天童市大字矢野目2100	653-5924
天童青年会議所	天童市東本町1-3-21	653-6413
秋野病院	天童市久野本362-1	653-5725
天童温泉篠田病院	天童市鎌田1-7-1	653-5711
吉岡病院	天童市東本町3-5-21	654-1188
羽陽学園短期大学	天童市大字清池1559	655-2385
天童高等学校	天童市大字山元850	653-6120
創学館高等学校	天童市清池2-10-1	655-2321
市立小学校・中学校・公民館等	資料編 33 10 避難施設一覧による。	
自主防災会	各地区自主防災会連絡会の連絡網による。	

9 警報の通知先一覧

(1) 市の執行機関等

名 称	担当部署	所在地・電話番号	内線
教育委員会	教育総務課	天童市老野森1-1-1 654-1111	812
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局		512
監査委員	監査委員事務局		521
農業委員会	農業委員会事務局		232
議 会	議会事務局		352

(2) 市のその他の関係機関

名 称	担当部署	所 在 地	電話番号
健康センター	健 康 課	天童市駅西5-2-2	652-0884
舞鶴保育園	子育て支援課	天童市小路1-5-11	654-2451
さくら保育園		天童市老野森1-8-3	654-2452
みどり保育園		天童市大字長岡1635	655-2857
いなほ保育園		天童市大字蔵増644-1	654-7286
寺津児童館		天童市大字寺津1346-2	654-2455
上下水道事業所	上下水道課	天童市老野森1-3-25	654-1111
天童市民病院	市民病院事務局	天童市駅西5-2-1	654-2511
その他、各課等の関係団体等		各関係団体等の連絡網による。	

## 10 避難施設一覧

### (1) 屋内施設（体育館等）

No	施設名称	住所	電話	FAX	備考
1	山形県立天童高等学校体育館	大字山元850	653-6120	653-6188	
2	山形県教育センター	大字山元字犬倉津2515	654-2155	654-2159	緊急一時避難施設
3	山形県青年の家体育館	小路一丁目7-8	654-4545	652-2007	
4	山形県青年の家本館	小路一丁目7-8	654-4545	652-2007	緊急一時避難施設
5	山形県総合運動公園	山王1-1	655-5700	655-5907	緊急一時避難施設
6	天童南部小学校体育館	田鶴町四丁目2-10	654-1750	654-1798	
7	天童中部小学校体育館	老野森二丁目6-4	654-2301	654-2302	
8	天童北部小学校体育館	乱川四丁目2-25	654-2654	654-2694	
9	成生小学校体育館	大字高木836	654-2303	654-2229	
10	蔵増小学校体育館	大字蔵増676	654-2304	654-2387	
11	寺津小学校体育館	大字寺津1350	654-2305	654-2095	
12	津山小学校体育館	大字貫津591	654-2309	654-2308	
13	山口小学校体育館	大字山口1919	656-2410	656-2460	
14	高揃小学校体育館	大字高揃北239	655-2051	655-7650	
15	長岡小学校体育館	東長岡三丁目3-1	655-2059	655-2016	
16	干布小学校体育館	大字干布580	654-2307	654-2292	
17	荒谷小学校体育館	大字荒谷7857	654-2310	654-2298	
18	第一中学校体育館	大字原町10-1	654-2311	654-2312	
19	第二中学校体育館	大字久野本1674	654-2322	654-2323	
20	第三中学校体育館	大字矢野目1285	654-2333	654-2334	
21	第四中学校体育館	柏木町一丁目3-1	653-1360	653-1361	
22	天童市市民文化会館	老野森一丁目1-1	654-1511	654-1513	緊急一時避難施設
23	天童南部公民館	一日町一丁目13-1	656-9595	(兼用)	
24	天童中部公民館	老野森二丁目6-1	654-2443	(兼用)	緊急一時避難施設
25	天童北部公民館	乱川四丁目3-2	656-8646	(兼用)	
26	成生公民館	大字高木735	654-2536	(兼用)	
27	蔵増公民館	大字蔵増南672	654-2531	(兼用)	
28	寺津公民館	大字藤内新田1656	654-2532	(兼用)	
29	津山公民館	大字貫津2434	654-2533	(兼用)	
30	高原の里交流施設ぽんぽこ	大字田麦野381	656-2955	(兼用)	緊急一時避難施設
31	山口公民館	大字山口1969-1	656-2310	(兼用)	
32	高揃公民館	大字清池151-1	655-2052	(兼用)	
33	長岡公民館	東長岡三丁目4-1	655-7620	(兼用)	緊急一時避難施設
34	干布公民館	大字干布580	654-2534	(兼用)	
35	荒谷公民館	大字荒谷8445-1	654-2535	(兼用)	
36	天童市勤労青少年ホーム	老野森二丁目6-2	654-4520	(兼用)	緊急一時避難施設
37	天童市農業者トレーニングセンター	大字長岡1731-2	655-3396		
38	天童市スポーツセンター総合体育館	大字小関1230	654-6100	654-1760	緊急一時避難施設
39	天童市総合福祉センター	老野森二丁目6-3	654-5156	654-5166	緊急一時避難施設
40	創学館高等学校体育館	清池東二丁目10-1	655-2321	655-2322	
41	羽陽学園短期大学体育館	大字清池1559	655-2385	655-2844	

### (2) 屋外施設（公園）

No	施設名称	住所	備考
1	藤ヶ丘公園	清池東二丁目1345	
2	中央公園	東本町二丁目66	
3	交り江西公園	交り江三丁目2-3	
4	東長岡公園	東長岡三丁目4-2	
5	駅西公園	駅西四丁目6-1	
6	北部公園	乱川四丁目2-4	
7	南部公園	南町二丁目12-1	
8	一ツ橋公園	東本町一丁目179	
9	鎌田公園	鎌田本町一丁目4	
10	老野森公園	老野森二丁目12-1	
11	久野本公園	久野本三丁目13	

12	沼北公園	東本町三丁目 8	
13	鍬の町公園	鎌田本町二丁目 8	
14	塚田公園	鎌田一丁目 1 1 - 4	
15	温泉公園	鎌田一丁目 3 - 9	
16	李田公園	泉町二丁目 5 - 6	
17	千刈公園	泉町一丁目 8	
18	綿掛公園	老野森一丁目 7	
19	糠塚南公園	糠塚二丁目 6	
20	浮ノ城公園	糠塚一丁目 1 0	
21	交り江東公園	交り江一丁目 3	
22	ひかり交流広場公園	北久野本四丁目 1324-1、2、3	
23	柏木東公園	柏木町二丁目 4	
24	柏木西公園	柏木町三丁目 8	
25	辻の前公園	東長岡二丁目 6 - 1	
26	和久井公園	長岡北三丁目 6 - 4	
27	長丘公園	中里五丁目 2 3 1 2	
28	諏訪公園	東芳賀二丁目 5 - 2	
29	北久野本公園	北久野本三丁目 1462-1	
30	松木段公園	中里三丁目 3 の内	
31	本町公園	本町一丁目 6 - 1	
32	小路公園	小路一丁目 1 - 1	
33	三日町公園	三日町二丁目 1 - 2 5	
34	小路南公園	小路一丁目 5 - 4	
35	東久野本公園	東久野本二丁目 266、267-1、2	
36	小関公園	小関二丁目 2 - 2	
37	小畑東公園	駅西二丁目 6 - 1	
38	小畑西公園	駅西三丁目 1 0 - 6	
39	稻荷公園	東芳賀一丁目 10-2、3、4、5、6、7	
40	岡屋敷公園	長岡北一丁目 8 - 6	
41	一本杉公園	乱川二丁目 1 0 - 2 2	
42	春日公園	乱川三丁目 1 0 - 2 2	
43	榎賀公園	北目二丁目 1 1 - 1	
44	東千刈公園	南町三丁目 3	
45	東芳賀公園	東芳賀三丁目 6	
46	一日町公園	一日町一丁目 1 2	
47	南小畑東公園	南小畑四丁目 5	
48	南小畑西公園	南小畑三丁目 4	
49	中里緑地	中里七丁目 1、2、3、東長岡 4-1	
50	立谷川河川緑地	大字荒谷字小才勝 2 7 8 9 - 1	
51	あかつき公園	大字高橋字榎ノ内北 2131-1	
52	藤内新田運動公園広場	大字藤内新田字堰端 503-226	
53	乱川公園	大字乱川字東原 1292-3、4	
54	二子沢公園	大字山口字二子沢 4838、4839-1、4840-1	
55	川原子広場公園	大字川原子字本郷 3004-1...	
56	上荻野戸公園	大字干布字荻野戸 160、161、162...	
57	小矢野目公園	大字矢野目字坊々 1534-2...	
58	蔵増南公園	大字蔵増字藤壇南 1714-1、2	
59	奈良沢公園	大字干布字奈良沢 703、705、706	
60	道満公園	大字道満字藤野 99-2、3、132-1、2...	
61	小才勝東公園	大字荒谷字小才勝 393-165	
62	小才勝西公園	大字荒谷字小才勝 393-56	
63	上貫津公園	大字貫津字小山下 1201-1...	
64	小原公園	大字川原子字小原 5166	

65	にれの木公園	大字高揃字中道1897-55	
66	西原公園	大字乱川字西原1556-36	
67	万代公園	万代207-11、629-22	
68	水郷寺津沼公園	大字寺津字寺元288-1、岡在家287、舟町50-3...	
69	上山口公園	大字山口字上北2806-3	
70	谷地中公園	大字川原子字谷地中405-3	
71	田麦野公園	大字田麦野字かやヅキ1148-1	
72	長岡児童公園	中里二丁目1469	
73	堀端児童公園	大字蔵増字堀端北4449番の一部...	
74	原崎ふれあい公園	大字山口字旦ノ前720-3	
75	おらだの川	大字荒谷字小才勝308-2	
76	城山公園	五日町二丁目26-1	
77	田鶴町公園	田鶴町一丁目556-17	
78	高木公園	大字高木字村並559-10、568-2、569-4	
79	石倉公園	大字下荻野戸字上原902-3	
80	もみじ第1公園	大字乱川1206-3	
81	高揃北運動公園	大字高揃字新町裏2058-3	
82	わくわくランド多目的広場	鍬ノ町二丁目3	
83	東原公園	大字乱川字東原1265-4	
84	老野森交流広場公園	老野森三丁目161	
85	芳賀タウン北公園	芳賀タウン北一丁目4	
86	芳賀タウン南公園	芳賀タウン南四丁目9	
87	中道公園	北久野本二丁目1511-1、1511-4	
88	芳賀タウン西公園	芳賀タウン北三丁目7	
89	芳賀タウン中央公園	芳賀タウン南三丁目4	
90	芳賀タウン東公園	芳賀タウン南一丁目8	
91	天童公園駐車場	天童中三丁目1-64	
92	せせらぎの杜公園	大字乱川字東原10-2	
93	やまもと公園	大字山元字寄際155-1、155-11...	
94	高揃駅前公園	大字長岡字薬師原1516-10...	

(3) 屋外施設（運動場）

1	天童南部小学校グラウンド	田鶴町四丁目2-10	
2	天童中部小学校グラウンド	老野森二丁目6-4	
3	天童北部小学校グラウンド	乱川四丁目2-25	
4	成生小学校グラウンド	大字高木836	
5	蔵増小学校グラウンド	大字蔵増676	
6	寺津小学校グラウンド	大字寺津1350	
7	津山小学校グラウンド	大字貫津591	
8	高原の里交流施設ぼんぼこ	大字田麦野381	
9	山口小学校グラウンド	大字山口1919	
10	高揃小学校グラウンド	大字高揃北239	
11	長岡小学校グラウンド	東長岡三丁目3-1	
12	千布小学校グラウンド	大字千布580	
13	荒谷小学校グラウンド	大字荒谷7857	
14	第一中学校グラウンド	大字原町10-1	
15	第二中学校グラウンド	大字久野本1674	
16	第三中学校グラウンド	大字矢野目1285	
17	第四中学校グラウンド	柏木町一丁目3-1	
18	山形県立天童高等学校グラウンド	大字山元850	
19	創学館高等学校グラウンド	清池東二丁目10-1	
20	羽陽学園短期大学グラウンド	大字清池1559	
21	天童市スポーツセンター	大字小関1230	
22	山形県総合運動公園	山王1-1	

## 1 1 緊急一時避難施設

(弾道ミサイル発射時等に一時的に待機可能な避難施設)

### (1) コンクリート製建物

No	施設名称	住 所	電話	FAX	備考
1	山形県立天童高等学校校舎	大字山元850	653-6120	653-6188	
2	山形県教育センター	大字山元字犬倉津2515	654-2155	654-2159	
3	山形県青年の家本館	小路一丁目7-8	654-4545	652-2007	
4	山形県総合運動公園	山王1-1	655-5700	655-5907	
5	天童市市民文化会館	老野森一丁目1-1	654-1511	654-1513	
6	天童中部公民館	老野森二丁目6-1	654-2443	654-2443	
7	長岡公民館	東長岡三丁目4-1	655-7620	655-7620	
8	天童市勤労青少年ホーム	老野森二丁目6-2	654-4520	654-4520	
9	天童市スポーツセンター総合体育館	大字小関1230	654-6100	654-1760	
10	天童市総合福祉センター	老野森二丁目6-3	654-5156	654-5166	
11	天童南部小学校校舎	田鶴町四丁目2-10	654-1750	654-1798	
12	天童中部小学校校舎	老野森二丁目6-4	654-2301	654-2302	
13	天童北部小学校校舎	乱川四丁目2-25	654-2654	654-2694	
14	成生小学校校舎	大字高木836	654-2303	654-2229	
15	蔵増小学校校舎	大字蔵増676	654-2304	654-2387	
16	寺津小学校校舎	大字寺津1350	654-2305	654-2095	
17	津山小学校校舎	大字貫津591	654-2309	654-2308	
18	山口小学校校舎	大字山口1919	656-2410	656-2460	
19	高揃小学校校舎	大字高揃北239	655-2051	655-7650	
20	長岡小学校校舎	東長岡三丁目3-1	655-2059	655-2016	
21	干布小学校校舎	大字干布580	654-2307	654-2292	
22	荒谷小学校校舎	大字荒谷7857	654-2310	654-2298	
23	第一中学校校舎	大字原町10-1	654-2311	654-2312	
24	第二中学校校舎	大字久野本1674	654-2322	654-2323	
25	第三中学校校舎	大字矢野目1285	654-2333	654-2334	
26	第四中学校校舎	柏木町一丁目3-1	653-1360	653-1361	
27	天童市役所本庁舎	老野森一丁目1-1	654-1111	653-0714	
28	教育委員会庁舎	老野森一丁目4-1	654-1111	654-3355	
29	図書館	老野森一丁目2-1	654-2440	654-2990	
30	高原の里交流施設ぽんぽこ	大字田麦野381	656-2955	656-2955	
31	創学館高等学校体育館	清池東二丁目10-1	655-2321	655-2322	
32	羽陽学園短期大学体育館	大字清池1559	655-2385	655-2844	

### (2) 地下施設等

No	施設名称	住 所	電話	FAX	備考
1	清池地下道	大字清池字村西地内	621-8210	625-5190	村山総合支庁道路課
2	西原地下道	大字乱川地内	654-1111	653-0714	建設課
3	柏木地下歩道	大字久野本2115-1 先			
4	南小畑地下歩道	南小畑一丁目1-2 先			
5	高揃駅長岡地下道	大字長岡1516-2 先			

# 天童市国民保護計画

## 用語集

## 天童市国民保護計画用語集 目次

1	法令等関係	用語集	i
2	武力攻撃関係	用語集	ii
3	機関等関係	用語集	ii
4	住民関係	用語集	iii
5	措置関係	用語集	iv



# 用語集

## 1 法令等関係

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号) ※武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国・地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 79 号) ※武力攻撃事態等 (武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態) への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平成 16 年法律第 114 号) ※武力攻撃事態等における対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的として、特定公共施設等の利用に関する指針の策定その他の必要な事項を定めている。
災害対策基本法	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) ※国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めている。
石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法 (昭和 50 年法律第 84 号) ※石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、その災害の防止に関する基本的事項を定めている。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成 16 年政令第 275 号)
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成 15 年政令第 252 号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成 17 年総務省令第 44 号)
国際的な武力紛争において適用される国際人道法	1949年8月12日のジュネーブ諸条約、ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書) 等人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものをいう。
国民の保護に関する基本指針	政府が、武力攻撃事態等 (緊急対処事態) に備えて、国民保護措置 (緊急対処保護措置) の実施に関し、あらかじめ定める基本的な指針をいう。 (国民保護法第 32 条、第 182 条)
天童市地域防災計画	本市の区域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために作成する防災に関する計画 (災害対策基本法第 5 条第 1 項、第 42 条)

## 2 武力攻撃関係

用語	意義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第1条))
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第1号))
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第2号))
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 (事態対処法第2条第3号)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)であって、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (国民保護法第172条第1項(事態対処法第22条第1項))
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第2条第4項)
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 (国民保護法第183条(同法第14条準用))
N B C	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の略称をいう。
N B C 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダ ー テ ィ ボ ム (汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。 ※核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

## 3 機関等関係

用語	意義
市国民保護協議会	市における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、市国民保護計画を作成するための諮問機関として設置される協議会をいう。 (国民保護法第39条)
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関

用語	意義
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関</li> <li>・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関</li> <li>・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関（事態対処法第 2 条第 5 号）</li> </ul>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>（事態対処法第 2 条第 6 号）</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人であって、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>（事態対処法第 2 条第 7 号）</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）であって、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p> <p>（国民保護法第 2 条第 2 項）</p>

#### 4 住民関係

用語	意義
避難住民等	<p>避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。</p> <p>（国民保護法第 75 条第 1 項）</p>
要配慮者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、もしくは困難な人</li> <li>・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、もしくは困難な人</li> <li>・危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人</li> <li>・危険を知らせる情報が送られてもそれに対応して行動することができない、もしくは困難な人</li> </ul> <p>※具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p> <p>※要配慮者の中で、特に避難支援の必要な人を「避難行動要支援者（要支援者）」という。</p>
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。</p> <p>（災害対策基本法第 2 条の 2 第 2 号）</p>

5 措置関係

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第9条第1項))
利用指針	国対策本部長が、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づいて定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波の利用に関するそれぞれの指針をいう。 (特定公共施設利用法第6条、第10条、第12条、第13条、第15条、第17条)
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める緊急対処事態に関する対処方針をいう。 (国民保護法第172条第1項(事態対処法第22条第1項))
国(事態)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第10条)
国(事態)対策本部長	国(事態)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する國務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第11条)
県(国民保護)対策本部	県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第27条)
県(国民保護)対策本部長	県(国民保護)対策本部の長をいう。(知事をもって充てる。) (国民保護法第28条)
市(国民保護)対策本部	市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第27条)
市(国民保護)対策本部長	市(国民保護)対策本部の長をいう。(市長をもって充てる。) (国民保護法第28条)
県緊急対処事態対策本部	県の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第183条(同法第27条準用))
県緊急対処事態対策本部長	県緊急対処事態対策本部の長をいう。(知事をもって充てる。) (国民保護法第183条(同法第28条準用))
市緊急対処事態対策本部	市の区域に係る緊急対処保護措置の総合的な推進を行うために設置する対策本部をいう。 (国民保護法第183条(同法第27条準用))
市緊急対処事態対策本部長	市緊急対処事態対策本部の長をいう。(市長をもって充てる。) (国民保護法第183条(同法第28条準用))
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置(同項第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第2条第3項)

用語	意義
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第 172 条第 1 項)
現地調整所	現場における連携した対応を可能とするために、現場に到着した関係機関が、各々の付与された権限の範囲内において相互に情報の共有や活動内容の調整をする組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。 (国民保護法第 52 条第 2 項第 1 号)
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)をいう。 (国民保護法第 52 条第 2 項第 2 号)
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。 (国民保護法第 79 条第 1 項)
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他国民保護法施行令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 (国民保護法第 81 条第 1 項)
生活関連等施設	次のいずれかに該当する施設で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 ・ 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ・ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設 (国民保護法第 102 条第 1 項)
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、国民保護法施行令で定めるものをいう。 (国民保護法第 103 条第 1 項)
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県防災行政無線 都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達を行うために整備されている無線通信網</li> <li>・ 市町村防災行政無線 災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網をいい「同報系無線」及び「移動系無線」からなる。</li> </ul>
同報系無線	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。
緊急情報ネットワークシステム（エムネット）	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うシステム
全国瞬時警報システム（Jアラート）	弾道ミサイル情報、特別警報、大津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、同報系無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

## 天童市国民保護計画

---

平成19年 2月 7日 作成

平成28年 9月 8日 一部変更

令和 6年 3月 4日 一部変更

---

天童市総務部危機管理室

〒:994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

☎:023-654-1111 内線 452・453 FAX:023-653-0714

---